

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラレーベン
代 表 者 名 代表取締役社長 島田 和一
(コード番号 8897 東証第一部)
問 合 せ 先 総合企画本部 IR 室長 鈴木 健介
(TEL 03-5324-8720)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第45期定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の当社事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、平成29年5月22日より事業規模の拡大に伴う本社機能の拡充を図るため、本社機能を東京都新宿区から東京都千代田区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (3) 地震等の自然災害や不測の事態に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第13条（株主総会の開催地）を削除するものであります。
- (4) 取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第20条の取締役の員数を10名以内から15名以内に変更するものであります。
- (5) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）につき所要の変更を行うとともに、平成28年6月27日開催の第44期定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規程が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。
- (6) 上記のほか、条数を繰り上げる変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月27日（火）
定款変更の効力発生日	平成29年6月27日（火）

以 上

(別紙)

変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. ~ 2. (条文省略)	1. ~ 2. (現行どおり)
(新 設)	<u>2.3. ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理及び経営</u>
<u>2.3.</u> (条文省略)	<u>2.4.</u> (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本社を東京都 <u>新宿区</u> に置く。	第3条 当社は、本社を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
第4条 ~第12条 (条文省略)	第4条 ~第12条 (現行どおり)
(株主総会の開催地)	(削 除)
<u>第13条 当社の定時株主総会の開催地は、本店隣接地とする。</u>	
第14条 ~第19条 (条文省略)	第13条 ~第18条 (現行どおり)
(員 数)	(員 数)
第20条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。
第21条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第23条 ~第47条 (条文省略)	第22条 ~第46条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	<u>第21条の規定にかかわらず、平成28年6月27日開催の第44期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成30年開催の定時株主総会の時までとする。</u>
	<u>なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u>

以 上